

第3次奈良県地震被害想定調査業務委託 公募型プロポーザル説明書

1 趣 旨

本説明書は、「第3次奈良県地震被害想定調査業務」を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

第3次奈良県地震被害想定調査業務

(2) 業務内容等

別紙「第3次奈良県地震被害想定調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

(3) 委託予定金額

金 129,415,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度額とする。

(4) 支払予定額

令和7年度 32% 令和8年度 68%

(5) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

3 公募参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書の提出の日から特定通知の日までの期間において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条

による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- (5) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (11) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント「地質」部門の資格を有すること。
- (12) 平成 27 年以降（過去 10 年間）に、国又は都道府県と締結した契約において、同種・同類の業務を元請として履行した実績を有する者。
- (13) 本業務を行う期間中、管理技術者（1 名）及び照査技術者（1 名）を配置（各技術者の兼任は不可）すること。

各配置技術者は、次の資格等を有する者とする。

① 管理技術者

ア 技術士法に基づく技術士資格（総合技術監理部門（建設又は応用理学）、建設部門又は応用理学部門）を有する者であること。

イ 平成 27 年度以降（過去 10 年間）に、国又は都道府県が発注した地震被害想定に関する業務に従事した実績を有する者であること。（再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。）

② 照査技術者

管理技術者と同等の資格又は能力を有する者であること。

なお、配置技術者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち管理技術者にあっては「参加申込書」の提出の日以前に 3 か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。ただし、照査技術者については、再委託できるものとする。

4 スケジュール

・公募開始（公告）	令和7年5月 7日（水）
・質問受付期限	令和7年5月14日（水）午後5時必着
・質問に対する回答	令和7年5月20日（火）
・参加申込書の提出期限	令和7年5月22日（木）午後5時必着
・参加申込書の調整期日	令和7年5月26日（月）午後5時必着
・公募参加資格の審査結果通知	令和7年5月28日（水）
・企画提案書等の提出期限	令和7年5月30日（金）正午必着
・プレゼンテーション審査	令和7年6月 5日（木）
・結果通知	令和7年6月 6日（金）

5 プロポーザルに関する説明会

本業務にかかる説明会は実施しない。

6 企画提案に関する質問の受付及び回答

（1）質問受付期限

令和7年5月14日（水）午後5時まで

（2）質問方法

質問票（様式4）を使用し、「13 提出・問い合わせ先」に電子メールで提出し、電話にて受信の確認を行うこと。

受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。

（3）質問に対する回答

令和7年5月20日（火）午後2時までに、奈良県防災統括室ホームページに掲載する。なお、質問者への個別の回答は行わないこととする。また、公表の際、質問者名は明示しない。

7 応募手続

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次に示す書類を作成し、「13 提出・問い合わせ先」に提出すること。なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けない。

（1）参加申込書の提出について

ア．提出期限

令和7年5月22日（木）午後5時まで

イ．提出方法

持参または郵送により提出すること。

提出先は「13 提出・問い合わせ先」に記載のとおりとする。

いかなる書類であっても期限を過ぎた書類は受け付けない。

持参による場合の受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に限る。

郵送による場合は、書留郵便またはレターパックとし、上記提出期限までに必着のこと。また、封筒には「第3次奈良県地震被害想定調査業務に係る参加申込書 在中」と朱書きすること。

ウ. 提出書類

以下の書類各1部（いずれもA4判サイズとする。）

① 参加申込書（様式1）

② 業務実績報告書（様式2）

※契約書の写し等、契約の種類及び業務内容が分かる書類を添付すること。

エ. 調整期日

書類の再提出を指示された場合は、参加申込書の調整期日までに提出すること。

オ. 公募参加資格の審査結果通知

参加申込書を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、公募参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、公募参加資格がない旨及びその理由を令和7年5月28日（水）以降に通知書により通知する。

カ. その他

参加申込書提出後に辞退する場合は、速やかに「13 提出・問い合わせ先」に連絡するとともに、参加辞退届（様式3）を提出すること。

（2）企画提案書等の提出について

ア. 提出期限

令和7年5月30日（金）正午まで

イ. 提出方法

持参または郵送により提出すること。

提出先は「13 提出・問い合わせ先」に記載のとおりとする。

いかなる書類であっても期限を過ぎた書類は受け付けない。

持参による場合の受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に限る。

郵送による場合は、書留郵便、またはレターパックとし、上記提出期限までに必着のこと。また、封筒には「第3次奈良県地震被害想定調査業務に係る企画提案書 在中」と朱書きすること。

ウ. 提出書類

以下の書類を6部（正本1部・副本5部）

① 企画提案書（表紙）（任意様式）

② 企画提案書（本体）【任意様式 サイズはA 4 両面印刷可】

次に示す項目について、具体的に記載すること。企画提案書は、下記に示す順序で記載すること。

a 目次

本文の項目及び頁を記載すること。

b 本文

（１）業務の実施方針

調査の実施方針を示すこと。

（２）企画提案

次に掲げる項目を含め総合的に提案すること。

（i）想定地震の設定

・調査を行う想定地震について、選定理由と内容を記載すること。

（ii）想定ケースの設定

・調査を行う想定ケースについて、選定理由と内容を記載すること。

（iii）調査の内容

・自然条件の調査、社会条件の調査、地震動・液状化予測の精査、地震被害予測について記載すること。

・各調査において、選定理由と内容を記載すること。

（iv）今後の震災対策のための検討

・災害シナリオ作成、震災対策の方向性の検討について記載すること。

・時系列ごとに分けたシナリオ作成の方向性を示すこと。

（v）検討委員会の運営手法

・検討委員会の運営（市町村をはじめとする関係機関への事前説明など）についての考え方を記載すること。

（３）業務実施体制

（i）業務計画

・業務の実施スケジュールを記載すること。

・進捗管理方法について記載すること。

（ii）業務体制

・管理技術者・照査技術者・担当者の責任や役割分担について記載すること。

・管理技術者・照査技術者・担当者の同種・同類業務に従事した経験を記載すること。

（４）見積金額、内訳（任意様式）

- ・ 提案内容における見積金額を記載すること。
- ・ 積算を記載すること。

エ. 作成上の留意事項

- ・ 企画提案審査では企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うためプレゼンテーションに適した様式で作成すること。
- ・ 提案書は、表紙と目次、見積書を除き、20ページ以内に収めること。提案書の様式は、A4判用紙を使用すること。
- ・ 日本語で表記すること。
- ・ 表紙と目次、見積書を除き、ページ番号（連番）を付けること。
- ・ 図面等を除き、文字の大きさは、10.5ポイント以上とし、左右に20mm程度の余白を設定すること。
- ・ 1部は製本し、社名を表紙に記載し、提案者の担当部門及び責任者を明示すること。（これを正本と言う。）
- ・ 会社名及び会社名を類推できる表現を入れない提案書（これを副本と言う。）を5部作成すること。
- ・ 企画提案書を投影してプレゼンテーションを行う場合は、企画提案書（副本）をPDFデータで「13 提出・問い合わせ先」に電子メールにより企画提案書の提出期限までに提出すること。
- ・ 表題は「第3次奈良県地震被害想定調査業務に係る企画提案書」とすること。
- ・ 本県の提示した内容と異なる提案がある場合については、特にその変更点を明確にするとともに、その背景、考え方等、提案の理由を明確に記載すること。
- ・ 委託内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、県の指示により変更、修正を求められる場合がある。

8 失格事由

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「3 公募参加資格要件」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び「7 応募手続の(2)」に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提出書類の提出期限を過ぎたとき。
- (6) 委託予定金額を超える見積書が提出されたとき。
- (7) そのほか不正な行為があったとき。

9 受託者の選定

(1) 選定審査会の設置

「第3次奈良県地震被害想定調査業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、受託者を選定する。選定委員会は、次の事務を所掌する。

- ① 企画提案書等の審査及び評価を行い、最適な受託者を選定する。
- ② その他プロポーザル方式の実施に必要な事務

(2) 評価基準

審査に当たっては、別記の審査項目及び配点により総合的に評価する。

(3) 審査方法

提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり実施する。なお、参加資格を有する参加申込者が多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類選考を行う場合がある。

- ① プレゼンテーション及びヒアリングは、令和7年6月5日（木）に行う。時間、場所等詳細については、参加申込書の提出後、企画提案書の提出に対する要件を満たしたと判断された者に対して改めて通知する。
- ② 各提案者の持ち時間は60分とし、プレゼンテーションは30分以内、残り時間をヒアリングとする。
- ③ 天災またはやむを得ない事情を除き、プレゼンテーション審査会当日の指定日時の10分経過までに出席できなかった場合には失格とする。

(4) 最優秀提案者の選定

企画提案書は、選定委員会において評価点方式による順位付けを行い、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、選定委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。

提案者が1者の場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上を獲得した者で、かつ選定審査委員会の合議により認められた者を最優秀提案者として選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、最優秀提案者の選定後、速やかに企画提案者全員に書面で通知するとともにホームページにて公表する。公表については、業務名、最優秀提案者、得点等を掲載する。ただし、最優秀提案者以外の業者名は公表しない。

10 契約書作成の要否等

- (1) 要する。契約締結者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき遅滞なく契約を締結するものとする。

なお、本調達手続きは電子契約の対象である。電子契約を希望する場合は、契約締結までに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を「13 提出・問い合わせ先」に記載のメールアドレスに電子メールで提出すること。（提出がない場合は、紙の契約書による契約となる。）

- (2) 前記「9 受託者の選定の(4)」により最優秀提案者として選定された事業者が受託事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合または最優秀提案が取消しとなった場合には、その事業者との契約を行わず、次点の事業者と協議を行う場合がある。
- (3) 企画提案書において、修正すべき事項がある場合には、県と受託事業者との協議において内容を追加、変更又は削除を行うことがある。
- (4) 契約締結の協議にて合意に達した後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。
- (5) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書きの規定に該当する場合は免除する。

1.1 契約の不締結

受託者決定後、契約締結までの間に、受託者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 受託者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 受託者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 受託者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、受託者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（１）から（５）までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、（１）から（５）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（６）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1 2 その他

- (1) この公募型プロポーザルへの参加にかかる費用は、事業者の負担とする。
- (2) 最優秀提案者の書類は返却しない。
しかし、最優秀提案者以外の企画提案書は返却するものとする。
- (3) 提出された書類は、書類の審査に使用する場合、必要部数を複写することがある。
- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。なお、その場合発生する損害を県で負担しない。
- (6) 受託業者は、この業務を第三者に再委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、やむをえない場合と県が認めた場合は、業務の一部を再委託することができる。
- (7) 受託業者はこの説明書及び仕様書に定めのないものについても、この事業の遂行のために必要と思われるものは、県と協議して実施することができるものとする。
- (8) 委託内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、県の指示により変更、修正を求められる場合がある。また、委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県総務部知事公室防災統括室の指示に従うこと。
- (9) 検討委員会委員の謝金及び旅費は県が定める額を受託業者が負担する。見積書には検討委員会委員の謝金及び旅費の見積額を他の業務に含めず個別に記載すること。
受託業者は検討委員会（５回程度）の開催ごとに実績額を県に報告し、両者で確認する。県は委託料の支払い時、両者で確認した実績額のみ支払う。
- (10) 企画提案書の作成にあたり、閲覧（貸与）資料はない。

1 3 提出・問い合わせ先

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県 総務部 知事公室 防災統括室 防災企画係

電話番号：0742-27-8425（直通） ファクシミリ番号：0742-23-9244

メールアドレス bosai@office.pref.nara.lg.jp